

第1回

中標津町総合教育会議

日 時 平成28年1月25日(月)午前11時

会 場 中標津町役場 庁議室

中 標 津 町

議 案

議案第1号 中標津町総合教育会議設置要綱の制定について

議案第2号 北海道中標津農業高等学校の現状と課題について

議案第3号 中標津町教育大綱の策定について

中標津町総合教育会議設置要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。）第1条の4第1項の規定に基づき、中標津町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次の各号に掲げる事項に関する協議及び調整を行う。

- (1) 中標津町教育大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議の議長は、町長をもってあてる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が損なわれるおそれがあると認められるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 町長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書きにより非公開となった部分は除くものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において、町長及び教育委員会の事務の調整が行われた事項については、町長及び教育委員会は、それぞれその調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

北海道中標津農業高等学校の生徒募集の今後の見通し状況について

1 はじめに

近年、少子化の進行により町内・管内の高校はもちろんのこと全道・全国的にも入学者数の減少が見られ、高等学校の間口数減や募集停止・統廃合の措置をとってきた。また、学校の存続・間口数を維持するため学科転換(特化)や手厚い支援(補助)など、生き残りをかけ「魅力化」を行っている高校も沢山ある。

本校は、平成11年度に生産技術科と食品ビジネス科に学科転換を行ったが大幅な定員割れが続き、授業(実習)や学校行事・部活動にも支障をきたし、学校存続の危機に陥っているのが現状である。

先ず、平成27・28年度の入学選抜状況及び今後の中卒者数の減少に伴う本校入学者数の推移について分析、把握し、共通認識をもって対応策を講じる必要があると考える。

北海道中標津農業高等学校(生産技術科・食品ビジネス科総数)の入学者数の推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
入学者数	21	26	38	21	38	19	34	32	38	29	16								
倍率	0.3	0.3	0.5	0.3	0.5	0.2	0.4	0.4	0.5	0.4	0.2								
生産技術科	11	8	17	5	15	8	11	11	7	11	4								
	0.3	0.2	0.4	0.1	0.4	0.2	0.3	0.3	0.2	0.8	0.1								
食品	10	18	21	16	23	11	23	21	31	18	12								
ビジネス科	0.3	0.5	0.5	0.4	0.6	0.3	0.6	0.5	0.8	0.5	0.3								
中	中標津			215	259	242	266	220	245	233	233	275	235	268	250	226	245		
卒	別海			158	153	156	157	152	161	152	136	153	165	152	169	141	152	141	152
者	標津			65	62	72	62	68	53	56	61	66	54	48	57	49	44		
数	計			438	474	470	485	440	459	441	430	494	454	468	476	416	441		

2 近隣高校の動向について

①近隣町の道立高校では、地元の中卒者数のみでは、大幅な定員割れが発生するため、教育振興会・町教委が中心となり、学校存続・学級数維持に向け、入学者に対する支援を拡充している。

(保護者の負担軽減化を図る)

【具体的な支援策】

- ア) 遠隔者寮(寄宿舎)を整備し、町内外(通学不可能地域)・管外からの入学者を視野に入れた生徒募集。(冬期間のみの入寮も可能:暴風雪の影響→保護者安心)
- イ) 制服・教科書などの入学時の経費約11万円に対して5万円を補助。
- ウ) 町内在住の高校生と町外から通う生徒の医療費無償化。
- エ) 国公立大学合格者に対して入学料相当額の30万円を支給。
- オ) 町内外・管外からのバス通学費等を全額支給。
- カ) 修学旅行に5万円の補助。
- キ) 各種資格・検定取得に必要な経費の半額補助。
- ク) 部活動・大会出場経費の支援。(交通費・宿泊費:町基準額の2/3助成)
- ケ) 卒業後、万が一進学や就職につけなかった場合、他への就職・進学先が決定するまで臨時町職員として採用。(最長1年間の有給)

②学校の魅力化を図る。

ア) 学力・進路（進学・就職）の保証を徹底。

国公立大学・難関私立大学への進学（サポート体制充実）。

イ) 地域活動の活性化（先進地農家の視察研修の強化・充実等）。

ウ) 部活動等の活性化（人が集まると部活動も活性化）。

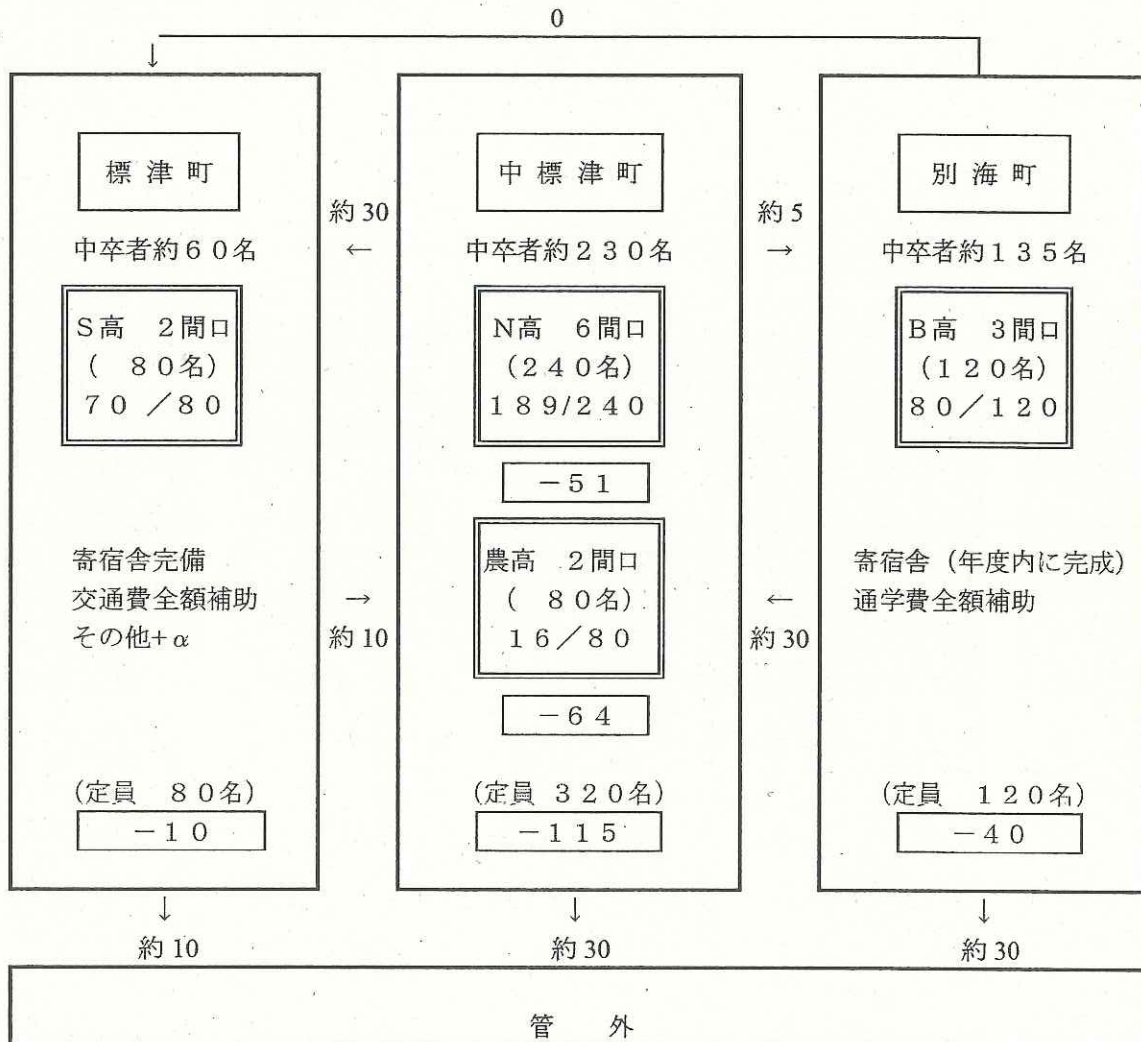
3 中標津町内の中学生・保護者のニーズ（分析）

①学習内容や活動よりも、幅広い経済的な支援の高校に「魅力」を感じている。（市街地中学校）

②勉強が少し難しくても、「N高に入学ができる」。「N高の第一志望」が大半？。（地元中学校）

*本校は、様々な素晴らしい活動を展開し、沢山の実績を残している。また、生徒一人一人に対して手厚い指導も行っている。地域や保護者等からの「評価」は高いが、「入学したい学校」にはなっていない。

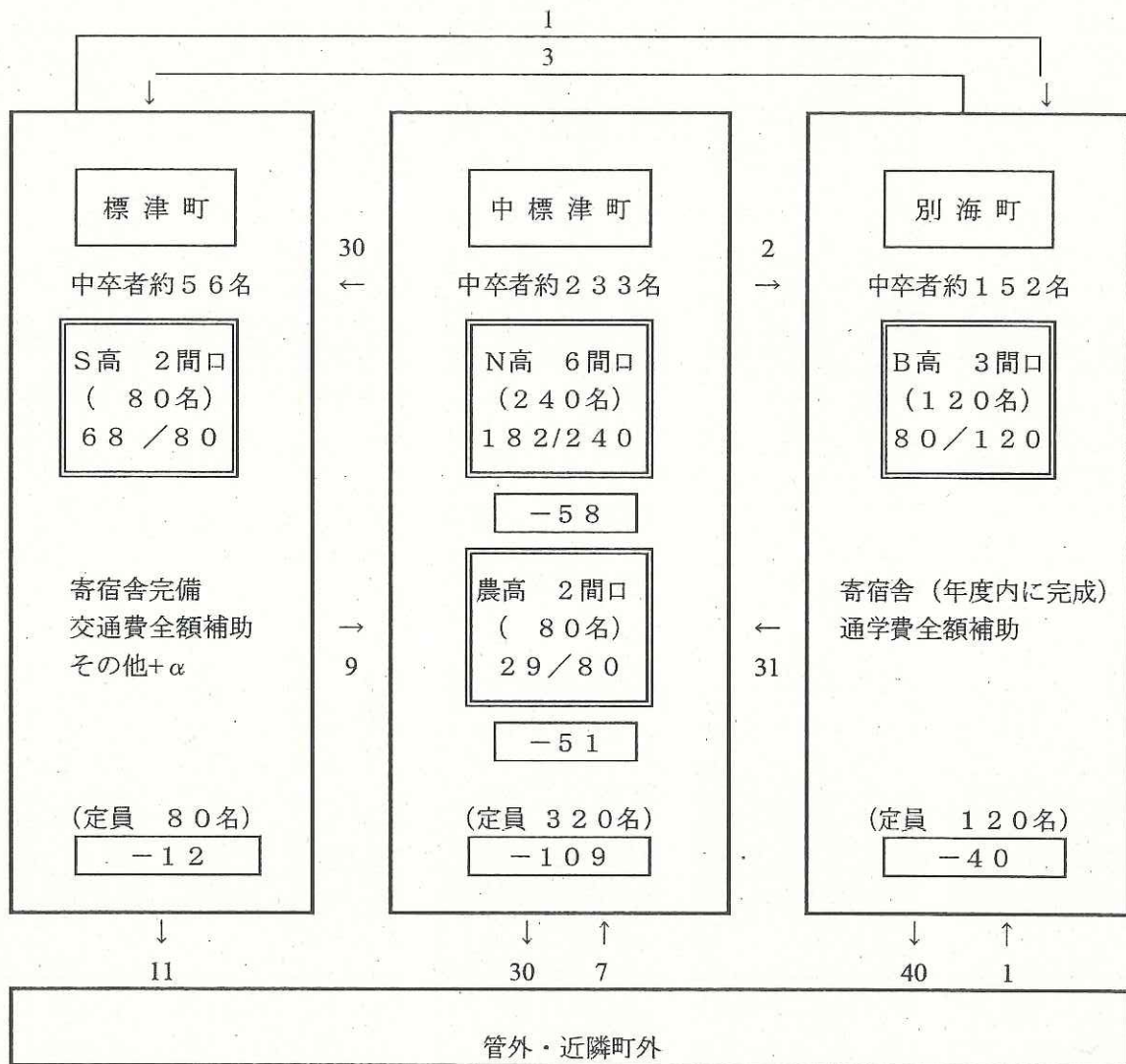
4 近隣町の中卒者の動向について（H28年度 予想）



5 本校の生徒募集の推移（推測）について

平成29年度は、近隣3町の中卒者数が前年度と比較すると58名の増加となり、入学者数も例年並に回復すると推測できる？ しかし、30年以降は、近隣町の中卒者数も徐々に減少傾向にあり、33年には、生徒募集に困難をきたすことが予想される。

【参照7】 近隣町の中卒者の動向について（H27年度）



学校と地域の危機に対して、「ピンチは変革と飛躍へのチャンス」と捉え
地域創生型の新しい高校づくり

人口減少や少子高齢化に伴い高校への入学者数が減少し、定員割れから統廃合危機に直面している地域の高校が多い。しかしながら、地域力維持という観点からは地域の高校の存続は必須の課題であり、高校存続に向け魅力化による入学者数の増加を画策する試みが展開されている。地域創生戦力策定の中で地域の高校はどうあるべきか、地域と高校はどの様に連携し、魅力化を図って行くかを考えるべき重要なタイミングを迎えている。

その中でも公立高校が存続するよう市町村がバックアップとなり強力な支援を行う市町村立高校が存在している。それらの高校では、地域の基幹産業や地域活性化へと結びつけ、他校と特化し、学習内容の魅力化を図っている。

地域の観光・農業資源を取り入れた、「ニセコ町立北海道ニセコ高等学校」。時代の流れとともに美術と工芸の教育へと転換し村を挙げての応援が成果を生んでいる「音威子府村立北海道おといねっぴ美術工芸高校」。また、道立学校として募集停止が決定した高校が、市立学校に移管し、食物調理科(調理師コース・製菓衛生師コース)に学科転換後、高校生レストランで脚光を浴び話題・人気校となった「三笠市立北海道三笠高等学校」などがある。

これらの事例の考察によって、過疎地域の高校は、学力向上や地域的特色による魅力づくりを地域の行政が図ることによって入学者を誘引し、その存続を図っていること、そしてそれは地域の活性化そのものにもかかわる高校の価値と意義としてとらえられるべきであることが明らかになった。

道立高は全部で220校ほどある。うち1学級の小規模校が30校を占める。また、地元自治体が支援する高校がほとんどである。

だが、道教委は小規模校の統合再編を進め、毎年、募集停止の高校がでていく。近隣校が遠く、通学が難しいところは「地域キャンパス校」として存続させるが、新入生が2年連続で20人未満となる高校は統廃合する方針である。

「わが町の高校を守れ」と、北海道内で過疎地が道立高校の存続に向けて、財政支援を行っている。例えば、通学費や寮費の一部の補助、入学時にかかる制服や学用品代の一部に充てる「入学奨励金」の支給、海外研修など、高校生活のさまざまな場面で、地元自治体が費用を負担している。1学年1学級の小規模な道立高校存続に向けて、地元自治体が躍起になっている。通学費や検定料の補助、入学奨励金の支給、海外研修など、さまざまな支援策に乗り出し、支援総額は年間1億5000万円を超え、地元自治体の財政を圧迫しているのも現状である。

年間1500万円と、支援額が最高になった遠別農業(留萌管内遠別町)。3年生全員を対象にした夏休み中のオーストラリアでの海外研修、町民生徒に限定した入学奨励金6万円、寮費(月額5万1000円)の3分の1補助など手厚い。また、旭山動物園でのインターンシップ、羊やダチョウの飼育、花のプランターで敷地を飾るなどのプロジェクトで、他の農業高校にない魅力ある高校づくりを進めている。遠別町内の中卒者数は、年々減少し生徒確保に厳しい現実がある。このことは、どの市町村の自治体にも当てはまることである。

いずれにしても、この厳しい現状を打開するためには、しっかりとした根拠を基に、ぶれない目標と夢をもって、地元自治体、教育委員会、学校、外郭団体、保護者、地元企業・外部団体等が組織的かつ協働的に取り組むことが重要である。

地域の未来を創造し、地域の振興・発展のため貢献できる人。つまり、地域の次代を担う人材の育成がどの自治体にとっても重要な課題となっている。地元の「産・学・官」が一体となって運営する、地方創生型の新しいタイプの高校づくりが必要である。

中標津町教育大綱（案）

平成28年1月作成

1 はじめに（策定の趣旨・位置づけ）

中標津町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針として策定する。まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「第6期中標津町総合発展計画 後期基本計画（平成28年4月施行予定）」を基に定めるものです。

この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議し、調整した上で策定したものです。

2 期 間

大綱の実施期間は、平成28年度から平成32年度（第6期中標津町総合発展計画 後期基本計画期間）までの5年間としますが、今後の社会情勢等の変化・動向を踏まえ、適宜改定するものとします。

3 理 念

人が輝き歴史と文化を育む（第6期中標津町総合発展計画）

※歴史の新しい町だからこそ、今生活している自分たちが文化と歴史をつくる

- ① 育てたい子どもの姿……他者に優しく思いやりをもち、社会の中で生きる力をもつ
- ② 地域社会・家庭の姿……地域の自然や文化を愛し地域をつくることで、地域に貢献し、家族・隣人と共に楽しく生きる
- ③ 行政の教育への姿勢……安心して暮らせる、住みやすく、住み続けたいまちづくりの中で、子どもの家庭環境・学習環境を整えることを促す

4 施 策

① 学校教育の充実

- 幼児教育の充実 ○社会で生きる確かな学力の育成
- 豊かな心と健やかな体の育成 ○信頼される学校づくりの推進
- 学校施設の整備・充実 ○学校給食の充実 ○学校規模の適正化
- 教育関係団体への補助 ○経済的負担の軽減、奨学金制度の充実
- 町立中標津農業高校の充実

② 青少年の健全育成

○青少年健全育成体制・環境の整備 ○青少年の体験・交流活動の促進

③ 生涯学習の推進

○生涯学習講座の充実 ○生涯学習情報の提供
○生涯学習団体への支援 ○生涯学習関連施設の充実
○郷土館の充実 ○家庭教育支援の充実

④ スポーツの振興

○スポーツ施設の整備充実・有効活用 ○スポーツ団体の運営支援
○スポーツ指導者の養成・確保 ○スポーツ活動の普及促進

⑤ 文化・芸術の振興

○文化・芸術団体指導者の育成
○文化・芸術の鑑賞機会と発表機会の充実 ○文化財の保護と活用